

使用承認申請書

(高浜発電所第1号機の変更の工事)

関原発 第596号
2021年 2月19日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項の規定により、改正法による改正前の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11第1項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第17条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森本 孝
申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第1号機 詳細は別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 平成28年 6月10日 原規規発第 1606104 号 平成29年 7月19日 原規規発第 1707191 号 平成30年 1月25日 原規規発第 1801251 号 平成30年 6月27日 原規規発第 1806277 号 平成30年 8月 6日 原規規発第 1808063 号 平成30年11月29日 原規規発第 1811291 号 平成31年 1月28日 原規規発第 1901281 号 平成31年 3月27日 原規規発第 1903271 号 平成31年 4月26日 原規規発第 19042612 号 令和 元年 6月21日 原規規発第 1906217 号 令和 元年 8月19日 原規規発第 1908191 号 令和 2年 1月24日 原規規発第 2001241 号 令和 2年 2月19日 原規規発第 2002192 号 令和 2年 3月30日 原規規発第 2003304 号

<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間</p>	<p>使用開始の予定年月日：2021年3月17日以降の原子炉施設保安規定の適用日</p> <p>使用期間</p> <p>自：2021年3月17日以降の原子炉施設保安規定の適用日</p> <p>至：平成28年6月10日付け原規規発第1606104号、平成29年7月19日付け原規規発第1707191号、平成30年1月25日付け原規規発第1801251号、平成30年6月27日付け原規規発第1806277号、平成30年8月6日付け原規規発第1808063号、平成30年11月29日付け原規規発第1811291号、平成31年1月28日付け原規規発第1901281号、平成31年3月27日付け原規規発第1903271号、平成31年4月26日付け原規規発第19042612号、令和元年6月21日付け原規規発第1906217号、令和元年8月19日付け原規規発第1908191号、令和2年1月24日付け原規規発第2001241号、令和2年2月19日付け原規規発第2002192号及び令和2年3月30日付け原規規発第2003304号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の原子炉等規制法第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日</p>
<p>使用の方法</p>	<p>高浜発電所第3号機及び第4号機を運転するために、1号機設備のうち2号機、3号機及び4号機と共用している送水車（1・2・3・4号機共用）が必要であるため、一部工事が完了した送水車（1・2・3・4号機共用）を平成28年6月10日付け原規規発第1606104号、平成29年7月19日付け原規規発第1707191号、平成30年1月25日付け原規規発第1801251号、平成30年6月27日付け原規規発第1806277号、平成30年8月6日付け原規規発第1808063号、平成30年11月29日付け原規規発第1811291号、平成31年1月28日付け原規規発第1901281号、平成31年3月27日付け原規規発第1903271号、平成31年4月26日付け原規規発第19042612号、令和元年6月21日付け原規規発第1906217号、令和元年8月19日付け原規規発第1908191号、令和2年1月24日付け原規規発第2001241号、令和2年2月19日付け原規規発第2002192号及び令和2年3月30日付け原規規発第2003304号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の原子炉等規制法第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。</p> <p>なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>

添付資料－1：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

高浜発電所第3号機及び第4号機を運転するために、1号機設備のうち2号機、3号機及び4号機と共用している送水車（1・2・3・4号機共用）が必要であるため、一部工事が完了した送水車（1・2・3・4号機共用）を平成28年6月10日付け原規規発第**1606104**号、平成29年7月19日付け原規規発第**1707191**号、平成30年1月25日付け原規規発第**1801251**号、平成30年6月27日付け原規規発第**1806277**号、平成30年8月6日付け原規規発第**1808063**号、平成30年11月29日付け原規規発第**1811291**号、平成31年1月28日付け原規規発第**1901281**号、平成31年3月27日付け原規規発第**1903271**号、平成31年4月26日付け原規規発第**19042612**号、令和元年6月21日付け原規規発第**1906217**号、令和元年8月19日付け原規規発第**1908191**号、令和2年1月24日付け原規規発第**2001241**号、令和2年2月19日付け原規規発第**2002192**号及び令和2年3月30日付け原規規発第**2003304**号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の原子炉等規制法第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する必要があるため。

また、送水車（1・2・3・4号機共用）を導入することで、事故対応に係る作業時間を短縮することができ、更なる安全性向上につながるため、送水車（1・2・3・4号機共用）に係る工事の完了後、速やかに使用開始する必要がある。

なお、送水車（1・2・3・4号機共用）の使用は、原子炉施設保安規定の適用をもって開始する。

高浜発電所第1号機 発電用原子炉施設

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備

ポンプ

可搬型

- ・送水車（1・2・3・4号機共用）

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）

非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備

ポンプ

可搬型

- ・送水車（1・2・3・4号機共用）

蒸気タービン

蒸気タービンの附属設備

給水ポンプ、貯水設備及び給水処理設備

可搬型

- ・送水車（1・2・3・4号機共用）

原子炉格納施設

圧力低減設備その他の安全設備

格納容器安全設備

ポンプ

可搬型

- ・送水車（1・2・3・4号機共用）

その他発電用原子炉の附属施設

非常用電源設備

非常用発電装置

燃料設備

容器

可搬型

- ・タンクローリー（1・2・3・4号機共用）

主配管

可搬型

- ・タンクローリー給油ライン接続用 **30m** ホース（1・2・3・4号機共用）

補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）

燃料設備

容器

可搬型

- ・送水車燃料タンク（1・2・3・4号機共用）
- ・タンクローリー（1・2・3・4号機共用）

主配管

可搬型

- ・タンクローリー給油ライン接続用 **30m** ホース（1・2・3・4号機共用）